

## 中間検査チェックシート (木造軸組)

項目	検査内容	工事監理者側		建築主事等検査記録				
		確認日付		検査方法			良否	修正日・備考
		施工者	監理者	目視検査	計測検査	報告等		
共通	柱・横架材等の配置							
	材質（腐れ等の確認）							
土台	形状、寸法の確認							
	継ぎ手の位置、配置 防腐・防蟻処置							
柱	形状・寸法・位置							
	欠込み部の補強の確認							
	通し柱 防腐・防蟻処置							
横架材	形状・寸法・位置							
	構造耐力上支障ある欠込みのないこと							
筋違い等	形状・寸法							
	欠込み部の有無							
	筋違い・壁の配置 防腐・防蟻処置							
床組	形状・寸法・位置							
	接合部の確認							
	火打の設置 防腐・防蟻処置							
小屋組	形状・寸法・位置							
	振れ止め・火打の設置							
接合部	接合部の状況（金物・位置・欠込み）							
	筋違い端部							
	柱と土台							
	柱と梁							
	柱と柱							
	耐力壁合板・床合板の打ち付け							
	垂木 屋根葺き材							
検査結果・ 工事全般の 考察								

## 木造建築物の検査

木造建築物の施工上の特徴として、次の3点が上げられます。

- 1 小規模で、建築物としては軽量であり、建設費も他に比べて安いことから、綿密な地盤調査が行われないことが多い。
- 2 構造計算を行わず、経験により部材を決めていること、木材の加工が容易であることから、間取りを優先して、構造上のバランスを欠く傾向がある。
- 3 比較的経営基盤の弱い業者が施工するケースが多く、工事監理が軽視される傾向がある。

### (1) 検査のポイント

以上の特徴を勘案し、木造建築物の検査にあたっては、次の点に重点を置いての実施が必要です。

1. 地盤の状態：検査時には地盤を直接確認することはできないので、工事監理者の報告を基に検証することとなるが、基礎のひび割れの状況を確認することによって不動沈下の有無など地盤の状況を間接的にチェックします。
2. 水平力：地震力など、水平力に対しては比較的弱い傾向にあります。H12年告示による計算に基づく筋違い、耐力壁の配置や、火打、剛な床による平面剛性の確保が重要であり設計書どおり適正に配置されているかについて確認します。
3. 施工不良：欠陥住宅問題の際話題になった柱の継ぎ足しや床束材の間引きなどの施工不良は、構造上の瑕疵という認識で検査する必要があります。

### (2) 検査の具体的な重点項目

木造2階建てについては、軸組の主要な部分について、筋違い耐力壁の配置、部材状況や緊結状況が適切に施工されているかを検査します。また3階建てについては、設計時の構造計算で部材や接合部仕様が決まってくることから、特に構造上重要な部位が確認図書どおりに施工されているか確認します。参考図書としては住宅金融公庫の仕様書、「3階建て木造住宅の構造設計と防火設計の手引き」((財)日本住宅・木造技術センター)があります。

### (3) 報告書等

既に施工が完了している部分や隠蔽されている箇所、支持地盤の状況などについては、中間検査申請書第4面の監理報告書により確認しますが、記載内容で十分な確認ができない場合やその他特に必要と判断される場合には、工事監理者に対して報告書等の提出を求めて施工状況の確認をします。

### (4) 検査の方法

検査は、確認申請書に添付された図書の通り施工されているかを、目視により確認することを基本とし、必要に応じてスケール等による測定を行います。

木造3階建ての建築物については、設計時の構造計算で部材等が決まっていることから、確認申請書との違いがある場合には、変更仕様が建築基準関係規定に抵触していないことについて報告を求めた上で合否の判定を行います。

(5) 個別の検査項目について

(下記の解説は、原則的な内容を記載しており、詳細については右に記述の法令を参照のこと)

共通

柱、はり、壁等の配置の確認			
材質の確認		耐力上欠陥のないもの (腐れ・丸身・繊維傾斜)	令 41
土台	形状・寸法	基礎に緊結	令 42
	配置	構造上重要な柱の下部	
	防腐処置	地面から 1m 以内	令 49
柱	形状・寸法	2 階超の建築物の 1 階の柱 $\geq 13.5$ cm 柱の有効細長比 $\leq 150$ 柱の小径 (最上階以外) $\geq$ 横架材間距離 $\times 1/28$	令 43-2 令 43-6 令 43-1
	欠込み補強	1/3 の欠込みは補強が必要	令 43-4
	通し柱	隅柱及び準じる柱は通し柱、接合部補強	令 43-5
	防腐	地面から 1M 以内	令 49
横架材	形状・寸法	耐力上欠陥のないもの (腐れ・丸身・繊維傾斜) 梁中央部付近下部には欠込みはしてはならない	令 44
筋違い	形状・寸法	引っぱり 厚 $\geq 1.5$ m 幅 $\geq 9$ cm、鉄筋 $\geq 9$ cm 圧縮 厚 $\geq 3$ cm 幅 $\geq 9$ cm	令 45-1 令 45-2 令 45-4
	欠込み	たすき掛け交差部以外は不可、必要な補強	
	筋違い・壁の配置について	軸組配置計算書及び構造図に基づく監理報告	令 46-4 告 1352
	防腐防蟻	地面から 1M 以内	令 49
床組等			
	床組・小屋ばりの隅角	火打材の設置	令 46-3
小屋組	小屋束、母屋、棟木の配置・形状・寸法		
	振れ止めの配置	火打材の配置	令 46-3
接合部			
筋違い	鉄筋	三角座金とナット止め若しくは鋼板に 9cm 以上の釘 8 本止め	令 47
	厚 1.5cm の木材	柱、横架材それぞれに、6.5cm の丸釘 5 本平打ち	告 12-1460
	厚 3cm の木材	1.6mm プレートに筋違いに対し、12mm ボルト、6.5cm の丸釘 3 本打ち、柱は同釘 3 本、横架材は 5 本打ち	
	厚 4.5m の木材	2.3mm プレートに筋違いに対し、12mm ボルト、5cm 4.5mm のスクリー釘 7 本平打ち、柱、横架材それぞれに、同釘 5 本平打ち	
	厚 9cm の木材	12mm ボルトを柱又は横架材に用いる	

柱頭・柱脚の仕口

告12-1460

建物形式	最上階・平屋建て		2・3階建ての最上階以外の階		
	出隅柱	その他	上階/当核階とも出隅柱	上階のみ出隅柱	その他
木づくり等を打ち付けた柱	い	い	い	い	い
厚さ1.5cm、幅9cm以上の筋違 9mm以上の鉄筋筋違い	ろ	い	ろ	い	い
厚さ3cm、幅9cm以上の筋違い 筋違いの下部の柱 その他	ろ	い	に	ろ	い
	に	ろ			
厚さ1.5cm、幅9cm以上の筋違 9mm以上の鉄筋たすき掛け	に	ろ	と	は	ろ
厚さ4.5cm、幅9cm以上の筋違 筋違いの下部の柱 その他	は	ろ	と	は	ろ
	ほ				
構造用合板	ほ	ろ	ち	へ	は
厚さ3cm、幅9cm以上の筋違い たすき掛け	と	は	り	と	に
厚さ4.5cm、幅9cm以上の筋違 たすき掛け	と	に	ぬ	ち	と

	仕口の仕様	金物
い	短ほぞ・かすがい打ち	同左
ろ	長ほぞ差し込み栓 2.3mm L型鋼板に6.5cm釘それぞれ5本打ち	同左 L字かど金物釘CN65-5本
は	2.3mm T型鋼板に6.5cmをそれぞれ5本 2.3mm V型鋼板に9cm丸釘それぞれ4本	T型かど金物釘CN65-5本 山形プレート金物釘CN90-8本
に	3.2mm鋼板12mmボルトの羽子板ボルトで柱に12mmボルト締め、 横架材に厚4.5mm、40mm角の座金ナット締め 3.2mm鋼板に上下階にそれぞれ12mmボルト締め	羽子板ボルトφ12mm 短冊金物
ほ	3.2mm鋼板12mmボルトの羽子板ボルトで 柱に12mmボルト締め、長50mm径4.5mmスクリュー釘打ち 横架材に厚4.5mm、40mm角の座金ナット締め 3.2mm鋼板に上下階にそれぞれ12mmボルト締め 長さ50mm径4.5mmスクリュー釘打ち	羽子板ボルトφ12mmに 長50mm径4.5cmスクリュー釘
へ	3.2mm鋼板の添え板により柱に12mmボルト締め2本、 横架材・布基礎・上下階柱に鋼板添え板に16mmボルト締め	10kN用引き寄せ金物
と	3.2mm鋼板の添え板により柱に12mmボルト締め3本、 横架材・布基礎・上下階柱に鋼板添え板に16mmボルト締め	15kN用引き寄せ金物
ち	3.2mm鋼板の添え板により柱に12mmボルト締め4本、 横架材・布基礎・上下階柱に鋼板添え板に16mmボルト締め	20kN用引き寄せ金物
り	3.2mm鋼板の添え板により柱に12mmボルト締め5本、 横架材・布基礎・上下階柱に鋼板添え板に16mmボルト締め	25kN用引き寄せ金物
ぬ	(と)を2組重ね	15kN用引き寄せ金物×2枚

ボルトに対する座金の設置

耐力壁である合板の打ち付け CN-50 を@150cm以下

屋根葺き材の堅結

堅結金物の防腐

軒、けらばから2枚通りまでは1枚毎、その他は1枚おきに下地材に堅結

令 47-2

令 46  
告 56-1100

令 39  
告 46-109